

TOPPANグループ

「森林資源の持続可能な利用に配慮した
用紙調達ガイドライン」

第3版

2025年10月1日

【制定・改定履歴】

初版制定日	2011年 9月30日
改定日	2014年 7月31日
改定日	2025年10月 1日

TOPPANホールディングス株式会社

森林資源の持続可能な利用に配慮した用紙調達ガイドライン

1. 目的

TOPPAN ホールディングス株式会社(以下、当社という)及び当社グループ会社(海外子会社を含む)が、社会的な責任を果たし今後も持続可能な用紙調達を続けるための基本的な考え方、方向性を示す。特に、用紙原材料の調達における透明性を高め、環境負荷低減へのコミットメントを強化することで、森林破壊と森林劣化の防止に貢献する。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、当社及び当社グループ会社が調達する全ての用紙に適用する。

3. 調達指針

(1) 用紙原材料の合法性及びトレーサビリティの厳格な確認

木材チップ、パルプなどの用紙原材料について、その原産地から製品に至るまでの合法性及びトレーサビリティが、第三者認証（FSC、PEFCなど）またはそれに準ずる厳格なデューデリジェンスシステムによって確認できている用紙調達先から、優先的に用紙を調達する。用紙調達先には、リスク評価の実施と情報開示を求め、森林破壊につながる木材を原料に用いた用紙は調達しない。

(2) 森林資源の持続可能な利用への積極的な配慮

下記のいずれかの基準を満たす用紙の提案等に努め、積極的な利用を推進する。

古紙パルプを使用した用紙：可能な限り多くの古紙パルプを使用し、資源の循環利用を最大化する用紙。

森林認証紙：FSC、PEFCなどの国際的に認められた森林認証制度に基づき、適切に管理された森林から生産された原材料を使用した用紙。

間伐材、管理材、低質材、製材廃材等を原材料とした用紙：森林の健全な育成や資源の有効活用に資する原材料を使用した用紙。

非木材繊維を原材料とした用紙：竹、バガス、ケナフ、農業残渣など、持続可能な方法で供給される非木材繊維を原材料とした用紙。

森林破壊につながる原材料を使用していない用紙：2014年以降に森林破壊（例えば、熱帯林の農地転用など）や深刻な森林劣化が発生していない地域から供給される原材料を使用した用紙。

(3) 製造工程における環境影響への包括的な配慮

製品仕様を満たした上で、以下の環境影響の低減を目指した用紙の調達を推進する。

白色度、塗工量の抑制やリサイクル適性：用紙の製造・使用・廃棄における環境負荷を低減するため、これらの要素に配慮する。

製造時のエネルギー消費量、水使用量、化学物質使用量の削減：製造工程において、エネルギー、水資源、化学物質の使用を最小限に抑える努力をしている用紙調達先からの調達を優先する。

(4) 先住民の権利への配慮

用紙原材料の調達において、用紙調達先には以下の権利に関する事項の遵守を求める。

先住民の伝統的な土地利用権や慣習法上の権利が尊重されていること。

先住民の居住地や生計に直接影響を与える森林破壊が行われていない地域からの調達を優先すること。